

# 周知・啓発の推進

---

# 周知・啓発の推進（①実施方針と内容）

## 実施方針

- 指導等の工程に対応しつつ、目標年度に向けて継続的に周知・啓発を行う。
- 行政、建設業団体等の関係機関が一体となって周知・啓発等に取り組む。
- 行政（建設業担当、社会保険担当）、関係団体、元請各社、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から多様な手段による広報を行う。
- 啓発資料の作成に当たっては、元請業者、下請業者、建設労働者といった対象者に応じて、当事者の意見を聞きつつ、ポイントを絞った広報を行う。

## 実施内容

### ○推進協議会・ワーキンググループによる関係機関が一体となった取り組み

パンフレット・ポスターの内容の検討、周知啓発手法の検討、各構成団体における計画的取り組み、実施状況のフォローアップ 等

### ○パンフレットの作成・配布

【啓発のポイント】

#### ① 元請業者・下請業者・発注者（民間工事）向け

- ・元請業者：加入しない場合に経営に及ぼす悪影響（経営事項審査での減点、立入検査、発注者（公共工事）からの指導 等）
- ・下請業者：保険加入手続きの支援措置（社労士会との連携）、加入せずにいた場合の工事現場からの排除
- ・発注者（民間工事）：法定福利費を確保しない場合の悪影響

#### ② 建設労働者向け：保険加入によるメリット、保険未加入者の現場からの排除

#### ③ 発注者（公共工事）向け：発注者として果たすべき関与・役割

### ○ポスターの作成・配布

建設労働者向けに、未加入対策の実施と未加入の場合の不利益の周知

### ○ホームページの作成、関係機関からのリンク

### ○キャンペーンの実施

（例）建設業取引適正化推進月間（11月）等での集中キャンペーンを実施



# 周知・啓発の推進 (③工事現場における啓発スキームのイメージ案)

## 工事現場における啓発スキームのイメージ案

